

料金表
わくわくプラン

平成29年4月1日実施

レモンガス株式会社

料金表
わくわくプラン
目次

1 対象となるお客さま	1
2 用語の定義	1
3 適用条件	1
4 料金	1
5 単位料金の調整	1
6 供給ガスの熱量、圧力および燃焼性.....	2
7 その他	2
付則	3
別表	4

1. 対象となるお客様

この料金表は、別表第5の地域にお住まいのお客様に適用いたします。なお、この料金表は、当社のガス小売供給約款とあわせて適用いたします。

2. 用語の定義

この料金表において使用する「単位料金」とは、5に規定する基準単位料金または調整単位料金をいいます。

3. 適用条件

この料金表は、お客さまがこの料金表の適用を希望される場合に適用いたします。

4. 料金

(1) 当社は別表第2の料金表を適用して、ガス小売供給約款の規定により算定した使用量にもとづき、その料金算定期間の料金を算定いたします。

(2) ガス小売供給約款18（日割計算）(1)による日割計算が生じた場合は、別表第3を適用いたします。

5. 単位料金の調整

(1) 当社は、毎月、(2)②により算定した平均原料価格が(2)①に定める基準平均原料価格を上回りまたは下回る場合は、次の算式により別表第2の料金表の各基準単位料金に対応する調整単位料金を算定いたします。この場合、基準単位料金に替えてその調整単位料金を適用して料金を算定いたします。なお、調整単位料金の適用基準は、別表第1(4)のとおりといたします。

① 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

調整単位料金（1立方メートルあたり）

＝基準単位料金＋0.081 円×原料価格変動額／100 円×（1＋消費税率）

② 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

調整単位料金（1立方メートルあたり）

＝基準単位料金－0.081 円×原料価格変動額／100 円×（1＋消費税率）

（備考）

上記の算式によって求められた計算結果の小数点第3位以下の

端数は切り捨て。

(2) (1)の基準平均原料価格、平均原料価格および原料価格変動額は、以下のとおりといたします。

① 基準平均原料価格（トンあたり）

57,250 円

② 平均原料価格（トンあたり）

別表第1の(4)に定められた各3ヶ月間における貿易統計の数量および価額から算定したトンあたりLNG平均価格（算定結果の10円未満の端数を四捨五入し10円単位といたします。）およびトンあたりLPG平均価格（算定結果の10円未満の端数を四捨五入し10円単位といたします。）をもとに次の算式で算定し、算定結果の10円未満の端数を四捨五入した金額といたします。ただし、その金額が91,600円以上となった場合は、91,600円といたします。

（算式）

平均原料価格＝トンあたりLNG平均価格×0.9479＋トンあたりLPG平均価格×0.0546

③ 原料価格変動額

次の算式で算定し、算定結果の100円未満の端数を切り捨てた100円単位の金額といたします。

（算式）

イ. 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

原料価格変動額＝平均原料価格－基準平均原料価格

ロ. 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

原料価格変動額＝基準平均原料価格－平均原料価格

6. 供給ガスの熱量、圧力および燃焼性

別表第4に準じるものといたします。

7. その他

その他の事項については、ガス小売供給約款を適用いたします。

付則

実施の期日

この料金表は平成 29 年 4 月 1 日から実施いたします。

(別表第1)

料金および消費税等相当額の算定方法

(1) 料金は、基本料金と従量料金の合計額の1円未満の端数の金額を切り捨てたものとしたします。

(2) 従量料金は、基準単位料金または5の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金に使用量を乗じて算定いたします。

(3) 料金に含まれる消費税等相当額は次の算式により算定いたします。

料金に含まれる消費税等相当額

＝料金×消費税率÷(1+消費税率)(1円未満の端数切り捨て)

(4) 調整単位料金の適用基準は次のとおりとしたします。

- ① 料金算定期間の末日が1月1日から1月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年8月から10月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ② 料金算定期間の末日が2月1日から2月28日(うるう年は2月29日)に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年9月から11月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ③ 料金算定期間の末日が3月1日から3月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年10月から12月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ④ 料金算定期間の末日が4月1日から4月30日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年11月から当年1月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑤ 料金算定期間の末日が5月1日から5月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年12月から当年2月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑥ 料金算定期間の末日が6月1日から6月30日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年1月から3月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑦ 料金算定期間の末日が7月1日から7月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年2月から4月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑧ 料金算定期間の末日が8月1日から8月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年3月から5月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑨ 料金算定期間の末日が9月1日から9月30日に属する料金算定期間の料

金の算定にあたっては、当年4月から6月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。

- ⑩ 料金算定期間の末日が10月1日から10月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年5月から7月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑪ 料金算定期間の末日が11月1日から11月30日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年6月から8月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑫ 料金算定期間の末日が12月1日から12月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年7月から9月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。

(別表第2)

(1) 適用区分

料金表 A 使用量が0立方メートルから20立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表 B 使用量が20立方メートルをこえ、80立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表 C 使用量が80立方メートルをこえ、200立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表 D 使用量が200立方メートルをこえ、500立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表 E 使用量が500立方メートルをこえ、800立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表 F 使用量が800立方メートルをこえる場合に適用いたします。

(2) 料金表

①料金表 A

a. 基本料金

1か月およびガスメーター1個につき	745.20円 (消費税等相当額を含みます。)
-------------------	----------------------------

b. 基準単位料金

1立方メートルにつき	135.53円 (消費税等相当額を含みます。)
------------	----------------------------

c. 調整単位料金

bの基準単位料金をもとに5の規定により算出した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

②料金表 B

a. 基本料金

1か月およびガスメーター1個につき	1,022.20円 (消費税等相当額を含みます。)
-------------------	------------------------------

b. 基準単位料金

1立方メートルにつき	121.68円 (消費税等相当額を含みます。)
------------	----------------------------

c. 調整単位料金

bの基準単位料金をもとに5の規定により算出した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

③料金表C

a. 基本料金

1か月およびガスメーター1個につき	1,187.00円 (消費税等相当額を含みます。)
-------------------	------------------------------

b. 基準単位料金

1立方メートルにつき	119.62円 (消費税等相当額を含みます。)
------------	----------------------------

c. 調整単位料金

bの基準単位料金をもとに5の規定により算出した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

④料金表D

a. 基本料金

1か月およびガスメーター1個につき	1,801.00円 (消費税等相当額を含みます。)
-------------------	------------------------------

b. 基準単位料金

1立方メートルにつき	116.55円 (消費税等相当額を含みます。)
------------	----------------------------

c. 調整単位料金

bの基準単位料金をもとに5の規定により算出した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

⑤料金表E

a. 基本料金

1か月およびガスメーター1個につき	5,906.00円 (消費税等相当額を含みます。)
-------------------	------------------------------

b. 基準単位料金

1立方メートルにつき	108.34円 (消費税等相当額を含みます。)
------------	----------------------------

c. 調整単位料金

bの基準単位料金をもとに5の規定により算出した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

⑥料金表 F

a. 基本料金

1 か月およびガスメーター1 個につき	11,650.00 円 (消費税等相当額を含みます。)
---------------------	--------------------------------

b. 基準単位料金

1 立方メートルにつき	101.16 円 (消費税等相当額を含みます。)
-------------	-----------------------------

c. 調整単位料金

b の基準単位料金をもとに 5 の規定により算出した 1 立方メートル当たりの単位料金といたします。

(別表第3)

料金の日割計算

料金は、次の日割計算後基本料金と従量料金の合計といたします。なお、いずれの料金表を適用するかは、料金算定期間の使用量に30を乗じ、次の日割計算日数で除した1か月換算使用量によります。

(1) 日割計算後基本料金

基本料金×日割計算日数／30

(備考)

- ① 基本料金は、この料金表における基本料金
- ② 日割計算日数は、料金算定期間の日数
- ③ 計算結果の小数点第3位以下の端数は切り捨て

(2) 従量料金

この料金表における基準単位料金の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金に使用量を乗じて算定いたします。なお、調整単位料金の適用基準は、この料金表における適用基準と同様といたします。

(別表第4)

供給ガスの熱量、圧力および燃焼性

供給ガスにおける熱量、圧力および燃焼性は、次のとおりといたします。なお、供給ガスは、燃焼性によって類別されており、当社供給ガスの類別は 13A であるため、13A のガス器具が適合いたします。

熱量	標準熱量・・・45 メガジュール
	最低熱量・・・44 メガジュール
圧力	最高圧力・・・2.5 キロパスカル
	最低圧力・・・1.0 キロパスカル
燃焼性	最高燃焼速度・・・47
	最低燃焼速度・・・35
	最高ウォッベ指数・・・57.8
	最低ウォッベ指数・・・52.7
ガスグループ	13A
燃焼性の類別 (旧呼称)	13A

(別表第5)

わくわくプラン供給地域(平成29年4月1日現在)

東京瓦斯株式会社(東京地区等)の下記エリア

【市町村一覧表】

東京都	東京23区 八王子市 立川市 武蔵野市 三鷹市 府中市 昭島市 調布市 町田市 小金井市 小平市 日野市 東村山市 国分寺市 国立市 狛江市 東大和市 清瀬市 東久留米市 多摩市 稲城市 西東京市・武蔵村山市
神奈川県	横浜市 川崎市 横須賀市 平塚市 鎌倉市 藤沢市 茅ヶ崎市 逗子市 相模原市 三浦市 大和市 海老名市 座間市 綾瀬市 葉山町 寒川町 大磯町 中井町 開成町 南足柄市
埼玉県	さいたま市 川口市 所沢市 上尾市 草加市 蕨市 戸田市 朝霞市 和光市 新座市 久喜市 八潮市 三郷市 蓮田市 伊奈町 白岡市 熊谷市 行田市 深谷市 鴻巣市 羽生市